

【生徒心得と校則】

1 生徒心得

①生活目標

学校は生徒、教職員等からなる共同社会であり、つねに理想を求め進歩向上をめざすところである。私達は学校生活を通して物事に対する深い理解と正しい判断力、洞察力を養い、自己の人格の完成に努め、社会の有為な形成者となろう。

ア 生徒の本分を自覚し、たえず学習に励もう。

イ HR、部、生徒会の活動には積極的に参加しよう。

ウ 主体的に行動し、自らを律するとともに、自己の言動に責任をもとう。

エ 相手の人格を尊重し、お互いに協力し合おう。

オ 礼儀や言葉づかいを正しくしよう。

カ 余暇の善用に心がけよう。

②校内生活

一般心得

学校においては高校生としての責任をもち、秩序ある行動ができるように協力し、豊かな人間性を培うように努力しよう。

ア 学 習・・・授業時間中は一意専心、その教科の学習に励み、学力の向上に努める。

イ 所持品

(ア) 所持品、衣類、履物等には記名する。

(イ) 学习上必要以外のものは持参しない。

a 貴重品の扱い方

教室以外での授業のときは、自主管理できる場所に置くこと。

b 授業中の携帯電話・スマートフォン等は、電源を切るか、マナーモードに切り替え、着信音が鳴らないようにしておくこと。

(ウ) 金銭、物品の盗難、紛失、拾得した場合は、速やかに HR 担任等に申し出ること。

ウ 校内施設設備の使用・・・校内施設設備の使用は使用規程による。

エ 証明書の交付・・・各種証明書の交付を受ける場合は、早めに事務室窓口に申し込むこと。

③校外生活

ア 一般心得

校外においては竜二高生としての誇りと自覚をもって、責任ある行動をし、服装も高校生にふさわしい清潔なものとしよう。

(ア) 店舗内等において、大声で話し合ったり周囲の人に不快な思いをさせる行動や振舞いは厳に慎むこと。(公の場であることを忘れない。)

イ 通 学・・・交通道德、交通法規を守り、他人に迷惑をかけない。

(ア) 歩行者は右側通行、正しい横断を励行する。

(イ) 自転車通勤する者は、常に安全点検を怠らず、必ず通学用自転車には通学用ステッカーを添付し、校内では所定の駐輪場に停める。

(ウ) 自転車通学時は、交通法規を守り、安全走行に努める。また、学校前の坂(富士見坂)では安全保持のため自転車は降りて登下校する。

(エ) 電車、バス等の交通機関を利用し通学するものは、車内のマナーに注意し、大声で話し合ったり荷物を座席に置いたりして他の乗客に迷惑をかけない。

ウ 夜間外出

深夜(午後 11 時から翌日の午前 4 時まで)の外出は禁止されている。

<茨城県青少年の健全育成等に関する条例>

エ 外 泊

友人宅などへの外泊はしない。やむを得ず外泊する場合には家族の了解のもとに行う。

オ 学生・未成年者に相応しくない娯楽施設などへの出入りはしない。

④その他

ア 交友関係

- (ア) 互いに人格を尊重し、多様性に対する理解と認識にもとづいて行動し、それぞれの個性を伸長させるように努める。
- (イ) 反社会团体等との誤解を招くような行動は慎むこと。

イ 長期休業期間中の心得

長期休業期間中は主体的な自己教育の機会であり、個性伸長の時でもあるので、有意義な生活ができるよう心がける。

- (ア) 計画を立て、規律正しい生活をする。
- (イ) 読書、スポーツなど余暇の善用に努める。
- (ウ) 保健衛生に留意し、健康の増進を図る。
- (エ) 事故、災害にあった場合は、すみやかに学校に連絡する。

2 校則

すべての生徒が規律ある学校生活を送るために、次のように校則を定める。

①登下校及び出欠等

ア 通学の際は、本校所定の制服（服装規程参照）を着用すること。

イ 通学に、普通自動車、自動二輪車を使用することは禁止する。

ウ 生徒は8時35分までに登校すること。出欠調査は8時40分のチャイムと同時に行う。ただし、特別な許可を受けた場合はこの限りではない。

エ 遅刻した場合、職員室で遅刻カードに記入の上、学年の先生に確認してもらい、授業担当者に提出すること。

オ 早退、外出、下校時刻後の居残りをする場合は、事前にHR担任等に申し出ること。

尚、早退については、「早退許可証」（HR担任）を持参し早退すること。また、持参した「早退許可証」に保護者の「署名・印」をしたものを次回登校した際、HR担任へ提出すること。

外出は、「外出許可証」（HR担任）を持参し外出すること。

カ 欠席・遅刻・早退（早退は、事前に分かっている場合）の連絡については、下記の方法で必ず学校へ連絡をすること。（本人以外の家族）

PC・スマホ等で → ①学校のホームページを開く → ②「欠席連絡はコチラ」をクリック → ③パスワード(担任より) → ④入力・送信

※上記の方法がうまく出来なかった場合には、電話での連絡をお願いいたします。

キ 病気・怪我等のため、1週間以上欠席をする場合は、医師の診断書を添えること。

ク 部活動、就職、進学等のため欠席する場合は、HR担任に申し出ること。

ケ 下校時

(ア) 一般生徒は、17時までに下校する。

(イ) 部活動の生徒については、顧問の責任において、帰宅方法、時刻などについて、家庭との連絡を密にし、安全面に対する配慮を怠らないこと。

コ 忌引日数について

忌引日数の標準

父 母	(7日)	伯叔父母	(1日)
祖 父 母	(3日)	曾祖父母	(1日)
兄弟姉妹	(3日)		

②校内活動

ア 掲示、雑誌、文書、印刷物の回覧、配布、貼付、金銭の募集、各種の調査をする場合は関係教員に届け出て許可を受けること。掲示等の場合、掲示期間が終わり次第、責任者は直ちに撤去すること。

イ あらかじめ認められた生徒会活動を除き、生徒が集会をする場合は、目的・場所・費用等をHR担任等に届け出て許可を受けること。

③校内施設設備の使用

- ア 生徒が教室その他校内施設設備を使用するときは関係教員の許可を受けること。
- イ 校内施設、器具、物品の紛失または破損した場合は、HR 担任等に申し出ること。

④校外活動

ア 外部団体等の加入

外部団体に加入しようとするときは、保護者の承諾を得た後、HR 担任に所定の届出をし、関係教員の指導を受けること。

イ アルバイト、旅行等

アルバイト、宿泊を伴う旅行等をしようとするときは、保護者の承諾を得た後、HR 担任に所定の届出をする。

(ア) アルバイトについての細則

- a 平常日のアルバイトは原則として認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、高校生活に充分慣れ親しみ、学校生活・学業に支障がない範囲内において、所定のアルバイト従事届を提出し、校長の承認を得ること。
※開始時期は第1学年の夏休み以降とする。
- b 長期休業日のアルバイトの日数は原則として休業日の日数の1/2以内とする。
- c アルバイト先及び仕事の内容は健全で危険性がなく、風紀上も心配ないものであること。

(イ) 旅行等についての細則

- a 旅行は原則として家族等の同伴を要する。
- b 日数は2泊3日程度。
- c 費用は、社会通念上の範囲内とする。
- d キャンプは生徒指導部の指導を受けること。

(ウ) 上記の諸届の保護者氏名欄の記入は、保護者の直筆であること。

ウ 学生割引証の使用

(ア) 学生割引証は、旅行届によって交付する。

(イ) 学生割引証の記載事項の変更、貸与は絶対にしない。学生割引証を使用する場合は、身分証明書を必ず携帯する。

⑤服装等

ア 更衣

夏服は6月1日より、冬服は10月1日より行うものとする。但し、気象状況により事前に移行期を設けることができる。

イ 制服

標準制服 ≪セーラー・スカート≫

(ア) 冬服

- a 上衣 … セーラージャケット
- b スカート … 20本車ひだスカート（冬生地）
※スカートの丈は、膝頭程度とする。
- c リボン … 冬・夏兼用

(イ) 夏服

- a 上衣 … 夏用セーラー
- b スカート … 20本車ひだスカート（夏生地）
※スカートの丈は、膝頭程度とする。
- c リボン … 冬・夏兼用

(ウ) 校章・・・校章は左胸ポケットにつける。

※校章・制服のボタン ⇒ <再購入先> クチュール大峰

標準制服 《ブレザー・スラックス》

(ア) 冬服

- a 上衣 … 2つ釦シングルブレザー
- b スラックス … 1タックスラックス
- c ニットベスト … 2本ライン入りベスト
- d シャツ … 校章刺繍入り Y シャツ
- e ネクタイ … 赤に白のストライプ

(イ) 夏服

- a スラックス … 1タックスラックス
- b シャツ … 校名刺繍入りニットシャツ

(ウ) 校章 校章は左襟につける。

ウ 共通事項

(ア) コートの色は紺・黒のものとする。マフラーも華美でないものとする。細部においては別に定める。

(イ) カーディガン

- a 登校時及び校舎内での着用を認める。ただし、**標準制服** 《ブレザー・スラックス》については、ブレザー着用時のみ認める。
※原則として儀式での着用は認めない。
- b 紺・黒の単色で華美でないデザインのものを用いる。

(ウ) 履物

- a 通学用の靴は黒・茶の革、合成革または華美でない運動靴とする。
- b 上履き、体育館シューズ（体育館・グラウンド）は学校指定のものとする。

(エ) 靴下

白か黒または紺のソックスを着用する。

標準制服 《セーラー・スカート》は、冬服着用期間中、黒のタイツを着用してもよい。

エ 正当な理由で規定外の服装をするときは、HR 担任に届け出て許可を受けること。

オ 休暇中の登校時の服装は、原則として制服で登校する。

カ 頭髪

ヘアスタイルは制服にふさわしい自然な髪型とし、常に清潔、端正にする。脱色・染色・カール・パーマ・エクステ等および奇抜な髪型は禁止する。

キ 化粧、タトゥー、マニキュアおよびピアス等の装飾品は禁止する。

ク 鞆

教科書、ノート等学校生活に必要なものを入れるにふさわしい大きさや形で、通学に適しているものとする。

ケ 携帯電話・スマートフォン

携帯電話・スマートフォンの校内持ち込み、休み時間における使用は認めるが、授業中については、先生の指示があった場合のみ使用可とし、無断使用は厳禁とする。原則、携帯電話・スマートフォン等は、電源を切るか、マナーモードに切り替え、着信音がならないようにしておくこと。

⑥自動車及び原動機付自転車（原付バイク）に関する規程

ア 免許証の取得

(ア) 普通自動車及び原動機付自転車の運転免許証の取得については、保護者からの許可願申請により、検討した上で許可する。但し、原動機付自転車については第1学年の夏休み以降、普通自動車については第3学年の11月1日以降とする。

ただし、進路が決定している者は、10月1日（中間考査終了後）より許可する。

(イ) 原動機付自転車免許証取得者に対し、必要に応じて免許証の点検を行う。原動機付自転車通学者に対しては、定期的に免許証の点検を行う。

- (ウ) 自動二輪車の運転免許証の取得は禁止する。
- (エ) 普通自動車の運転免許証取得のための自動車教習所への入所は第3学年の11月1日より許可する。
- (オ) 免許証取得のため、学業に支障を来すことのないように十分に注意すること。また、教習所に通うための遅刻、早退、欠席は認めない。ただし、仮検、卒検、本検の場合はこの限りではない。

イ 車種規制

自動車・自動二輪車の運転は禁止する。自動二輪車については、同乗も禁止する。

ウ 原動機付自転車に関する通学規制

- (ア) 原動機付自転車の通学は原則として認めない。ただし、1学年の2学期以降で、かつ下記(イ)の許可条件を満たしている者については、保護者からの許可申請により、検討したうえで許可する。

(イ) 許可条件

- a 部活動への参加の利便性や経済的負担軽減等の理由により、学校からの通学距離が概ね10km以上でかつ交通不便である。
- b 自宅から最寄りの交通機関を利用する地点まで、あるいは自宅から学校までとする。
- c フルフェイスヘルメットの着用が厳守できる。
- d 生徒指導上の問題がないこと。
- e 提出済みの個人カードの略図(学校から自宅までの略図)を訂正するか、又は同カードを再提出する。
- f 通学に使用する原動機付自転車は、スクータータイプで改造されていないものに限る。(マフラー等)

(ウ) 原動機付自転車通学者の遵守事項

- a 学校が計画するバイク安全教育実技講習会を受講する。
- b フルフェイスヘルメットを着用する。
- c 学校より交付されたステッカーを貼付する。(ヘルメット後部及びバイク後部)
- d 道路交通法等の法律を遵守する。
(法律に違反した場合は、通学許可取消や通学許可の一時停止とする)
- e 学校まで通学する場合は朝8時10分~20分に登校する。(時間差登校)
- f 下校の際も一般生徒に比べ15分程度遅れて駐車場を出る。(富士見坂の安全確保)
- g 任意と強制の両方の保険に加入する。
- h 運転免許証の写し(コピー)を提出する。
- i 校内での駐車は、所定の場所とし、施錠を忘れない。
- j 運転する際の服装は安全運転に配慮し、長袖、長ズボン、手袋とする。ただし、到着後は、直ちに制服に着替える。
- k 定期点検を受け車両の整備に心がけ、不当な改造をしないこと。(マフラー等)

エ 付則

この規程及び道路交通法等の法律に明らかに違反した場合は、学校の内規に従い指導処置を講ずる。